

2010年5月12日

東京高等裁判所第17民事部口八係 御中

控訴人(原告) 崔 鳳 泰

陳 述 書

本訴訟は、たとえ日本で進行中の情報公開訴訟であっても、原告らが日本国籍だけでなく韓国国籍を有した人たちも含まれていることからすれば、東アジアの民主主義を達成するために重要な意味を持っている国際訴訟であります。

また、本件情報公開訴訟は、日本に先立ち韓国でもなされましたが、韓国政府の主張、すなわち国益を前面に出した非公開の論理が、不当であると司法府によって断罪された事案です。現在、日本で進行中の本件訴訟において、日本政府が主張する非公開の理由は、大部分が韓国でも主張されたことがあるもので、これに対して、抽象的な国益よりは主権者である国民の知る権利が尊重されなければならないという確定判決が出ている事案です。私たちは、日本の主権者である日本国民の知る権利が分断体制の下に苦痛を受けている韓国国民の知る権利より制限され微弱だとは信じておらず、今でもそうです。

私たちは、自民党政権下での誤り等については、民主党へと政権が交代され、国民的審判を受けたので、本件での日本外務省の非公開という誤りも当然是正されるだろうと期待しましたし、実際、民主党に政権が交代された後に開かれた公判廷では和解を申し入れたりもしました。しかし、第1審の裁判所は、私たちの期待に反する判決をしてしまいました。

第1審の判決文に流れる裁判所の判断基調は、1965年の冷戦当時、日本の執権勢力等が、韓国の軍事政権と政治的に野合して、日帝被害者らの権利を踏みにじる行為などを擁護し、このような形態を持続するのが日本の国益であるという冷戦時

代の論理から一步も踏み出しておりません。このような態度は、長期的に見ても、短期的に見ても、決して日本の利益にならないし、少なくとも本件訴訟の原告でもある主権者である日本国民の利益になることはありません。

我が韓国の日帝被害者らは、もう不幸な過去を忘れて日本との真の和解を望みません。この道は、鳩山総理が言及した通り、歴史を直視しようとする勇気から始まります。冷戦当時の韓日会談の真実を正しく見るのもその勇気の一つです。

にもかかわらず、1965年の韓日会談の真実さえ公開しようとしなない日本政府の態度に対しては怒らないわけにはいきません。

特に、日本政府が韓日会談文書を公開しないことにより、日帝被害者らは、韓国政府からも権利救済を受けられずにいるという点を忘れてはなりません。例えば、現在、日本には日帝被害者らの供託金が国庫に帰属しないまま、日本の銀行に保管されています。日帝被害者らは、未払供託金に対する補償の義務が韓国政府にあるならば、韓国政府に対しその補償を受けるための闘争をしています。そして、韓日会談当時、日本が提供した無償3億ドルの中に上記供託金が含まれているのかを明らかにして欲しいという韓国人被害者らの要求に対して、日本政府は、回答出来ないと言いつつ、関連文書等を非公開にして、韓国政府を相手にした闘争の邪魔もしています。結局、文書を非公開にすることが、また別の加害行為を今でも継続することになるということを忘れてはなりません。このような日本政府の過ちの肩を持つ第1審判決は、東アジアの民主主義と法治主義の根幹を傷つける不当な判断です。私たちは、控訴審でこのような誤りが是正され、日本社会が民主主義と法治主義の明るい道に進むことと同時に、韓日間の真の友好の道に進んでいくことを願います。